

上所小学校 いじめ防止基本方針

新潟市立上所小学校

1 基本理念

いじめは、どの児童にも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。児童一人一人の尊厳を守り、児童をいじめに向かわせないための未然防止に向けて、全職員が取り組んでいく。

2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第二条より】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 具体的方策

(1) いじめの積極的認知

児童が心身の苦痛を感じているものは、全ていじめとして扱う。些細な冷やかしやからかいでも、児童が心身の苦痛を感じているものは、いじめとして捉え、迅速に対処していく。全職員が同様の認識をもち、組織的に対応することで、事態の深刻化を防ぐようにする。

(2) いじめの早期発見と迅速な対応

・ 速報連絡カードを活用した問題の情報伝達と共有

児童同士のトラブルやけが、持ち物の紛失等の情報、保護者からの訴え、気になることについて速やかに共有し、迅速かつ適切に初期対応を行えるように、発見者が速報連絡カードを作成する。

速報連絡カードには、事案の発生日時と該当児童名、概要等を簡潔に記入し、管理職に提出する。連絡帳の場合は朝のうちに、休み時間の事案は休み時間後すぐに報告する。管理職の指導を受け、初期対応を実施し、結果を報告する。

・ いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会は、速報連絡カードのいじめ程度表の度合いが「高」「中」の場合と、設置が必要であると判断した場合に、管理職の指示の下、生活指導主任が設定する。迅速かつ丁寧な指導を行うために、事実関係を明らかにして、学校全体で組織的に対応・指導にあたる。

・ 仲間とのかかわりアンケートの定期的な実施

年間3回（6月、11月、2月）、仲間とのかかわりアンケートを実施する。アンケート調査では、児童一人一人の小さなサインを見逃さないように努める。

アンケート結果は即日に学年の職員と管理職の複数の目で確認し、対策を検討する。いじめが疑われる場合は、校長（教頭）の指導の下、いじめ対策委員会を開き、学年の職員や生活指導主任を交えて問題点を確認し、共通理解を図る。具体的な対応方法や対応する職員についても検討し、関係する児童への指導や支援を行う。

・ 教育相談（お話タイム）の実施

年間3回（6月・11月・2月）、仲間とのかかわりアンケートの実施後に、全学級で教育相談を実施する。（2月は対象児童のみ）一人一人と面談を行い、困っていることや悩んでいることを聞き取り、解決に向けて対応する。必要に応じて管理職に報告し、指導を受ける。

・ 教科担任制の授業を生かした複数の職員による見取り

授業者や教科によって、児童の様子も大きく異なる場合がある。当校で実施している教科担任制の特性を最大限に生かし、複数の職員の視点で児童を見取る。気になる様子が見られた場合、担任や学年の職員、管理職、生活指導主任等と情報を共有し、対策を講じる。

(3) いじめの未然防止

・ いじめ未然防止に向けた教育プログラムの実施

健やかな育ち部、道徳部、特別活動部がそれぞれ指導の具体的な内容と方法を整理して示し、実施する。当校では毎年クラス替えを行っていることから、学級活動の指導は2・4・6学年だけでなく、全学年で実施する。

・ 児童理解の会、子どもを語る会の定期的な実施

児童理解の会は4月に実施し、子どもを語る会は、6月以降の第1火曜日に実施する。配慮や支援が必要な児童について、全職員で情報を共有し、どの職員も共通した配慮や指導ができるようにする。

・ 学校適応感尺度アセスの実施

年間2回（5月・12月）アセスを実施する。アセスの結果を通して、学級における児童の状況を把握し、児童理解を深める。適応状態が心配な児童については、具体的な働き掛けを検討し、実施する。

・ 学年・学級の時間（学年会）を利用した児童に関する情報共有

毎週水曜日の午後、学年の職員が情報交換を行う時間を設定している。気になる児童について情報を交換し、適切に指導できる体制を整える。

(4) いじめ発見時の対応についてのガイドライン

